

官報 号外

平成十三年十月二十九日

○ 第百五十三回 参議院会議録第六号

平成十三年十月二十九日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第六号

平成十三年十月二十九日

午後一時開議

第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国

において発生したテロリストによる攻撃等に

対応して行われる国際連合憲章の目的達成の

ための諸外国の活動に対し我が国が実施す

る措置及び関連する国際連合決議等に基づく

人道的措置に関する特別措置法案(内閣提

出、衆議院送付)

第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

平成十三年十月二十九日 参議院会議録第六号

海上保安庁法の一部を改正する法律案(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案)を提出するにあたります。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長北澤俊美君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(北澤俊美君登壇、拍手)

につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、外国船舶と思料される船舶の乗組員等が、海上保安官の立入検査のための停船命令に応ぜず抵抗しましたは逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が船舶の外観等から判断して一定の要件に該当する事態であると認めたときは、海上保安官等は、他に手段がないときには、必要な限度において、武器を使用することができます。

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

八

反対

八

よって、本案は可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[北澤俊美君登壇、拍手]

○議長(井上裕君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十三

賛成

八

反対

八

よって、本案は可決されました。(拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(武見敬三君登壇、拍手)

○武見敬三君 ただいま議題となりました法律案の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、いわゆるテロ対策特別措置法案は、平成十三年九月十一日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動

に對して、我が国が実施する措置等を定めるものでありまして、政府は協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動等の対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであつてはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うこと、対応措置を実施する際に

は閣議決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊が対応措置を開始した日から二十

日以内に国会に付議し、その対応措置につき国会に質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党和護憲連合を代表して渕上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長(井上裕君) 日程第二 平成十三年九月十日程第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(いざれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敬三君。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党和護憲連合を代表して渕上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長(井上裕君) 日程第二 平成十三年九月十日程第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(いざれも内閣提出、衆議院送付)

の承認を求めるること、諸外国の軍隊等から申し出があった場合、円滑な活動実施に必要な物品の無償貸し付けまたは譲与ができること、協力支援活動等を行っている自衛官は、自己・自己とともに現場に所在する他の自衛隊員、自己の管理下に入った者の生命・身体を防護するため、一定の要件に従つて武器の使用ができること等を主な内容とするものであります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案は、米国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設または駐留米軍の施設・区域の警護に万全を期するため、自衛隊の行動として、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設すること、通常時における自衛隊施設警護のための武器使用規定を整備すること、武装工作員の事業等に効果的に対応するため、治安出動下令前に武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集の制度を設けること、治安出動時に武装工作員等を鎮圧するために行う武器使用及び海上警備行動時等における船舶停船のために行う武器使用について、それぞれ人に危害を与えたとしても違法性が阻却されるよう規定を整備すること、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密を防衛秘密と指定し、これを漏えいした場合の罰則を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、まず、小泉総理を初め全大臣出席のもと、国土交通委員会及び内閣委員会との連合審査会を開会し、二日間にわたり質疑を行いました。次いで、公聴会を開会し、六名の公述人から意見を聴取した後、改めて所管大臣に対する質疑を行ない、さらに、小泉総理の出席を求めて質疑を行

まし
だ

連合審査会及び委員会におきましては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器弾薬を除外した理由、基本計画に定める事項への所要経費の追加、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平、復興に向けた我が国の役割、生物テロに対する国内対策、警護出動の対象、警護出動に際しての武器使用の態様、治安出動下令前の自衛隊出動の要件、警護出動に当たつての警察と自衛隊の役割分担、原子力発電所等を警護出動の対象外とした理由、防衛秘密の定義、防衛秘密規定がマスコミの取材活動や国政調査活動に及ぼす影響、一定期間が経過した防衛秘密の指定解除等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の木俣理事より、テロ対策特別措置法案に対し、基本計画に定める事項に、対応措置の実施に必要な経費を加えるとともに、原則として自衛隊の部隊等が実施する対応措置の実施前に国会の承認を得なければならぬこととする旨の修正案が提出されました。

次いで、両法律案及び修正案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の海野委員より、テロ対策特別措置法案の原案に反対し、修正案に賛成する旨の意見が、自由民主党・保守党、公明党を代表して自由民主党・保守党の森山委員より、両法律案に賛成し、修正案に反対する旨の意見が、日本共産党の小泉理事、社会民主党・護憲連合の大脇委員、自由党の平野委員より、それ

ぞれ両法律

次いで、順次採決の結果、テロ対策特別措置法案につきましては、まず修正案を否決した後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、自衛隊法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

紛争、南北間格差、貧困などさまざまな要因を除去することに思いをいたさなければなりません。情報収集、金融、入管行政、麻薬、経済開発、環境、そして何より国民の安全を守るために危機管理体制の確立等、各方面にわたって多角的かつ継続的な取り組みが必要であるとの認識をまずは申し上げたいと思います。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案は、米国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設または駐留米軍の施設・区域の警護に万全を期するため、自衛隊の行動として、

自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設すること、通常時における自衛隊施設警護のための武器使用規定を整備すること、武装工作員の事案等に効果的に対応するため、治安出動下令前に武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集の制度を設けること、治安出動時に武装工作員等を鎮圧す

連合審査会及び委員会におきましては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との關係、外国領域における陸上輸送から武器弾薬を除外した理由、基本計画に定める事項への所要経費の追加、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平、復興に向けた我が国の役割、生物テロに対する国内対策、警護出動の対象、警護出動に際しての武器使用の態様、治安出動下令前の自衛隊出動の要件、警護出動に当たつての警察と自衛隊の役割分担、原子力発電所等を警護出動の対象外とした理由、防衛秘密の定義、防衛秘密規定がマスコミの取材活動や国政調査活動に及ぼす影響、一定期間が経過した防衛秘密の指定解除等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 日程第一に対し、福山哲郎君外二名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。福山哲郎君

郎君。

紛争、南北間格差、貧困などさまざまな要因を除去することに思いをいたさなければなりません。情報収集（金融、入管行政、麻薬、経済開発、環境、そして何より国民の安全を守るための危機管理体制の確立等、各方面にわたって多角的かつ継続的な取り組みが必要であるとの認識をまずは申し上げたいと思います。

さて、政府提出のテロ対策特別措置法案並びに与党三党の修正案は、諸外国の軍隊の活動に自衛隊が後方支援活動を実施することを主眼としているものであり、戦後初めて自衛隊が戦火が交えられている地域と大差のない地域に海外出動するという、我が国の外交・安全保障政策の一大転機を画する内容となつております。

小泉総理を初め政府は、憲法の範囲内で、武力行使をしないという前提で、できる限りの支援、協力をを行うと本院の審議においても繰り返し答弁されました。しかしながら、それで国民の皆さま

るために行う武器使用及び海上警備行動等における船舶停船のために行う武器使用について、それぞれ人に危害を与えたとしても違法性が阻却されるよう規定を整備すること、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密を防衛秘密と指定し、これを漏えいした場合の罰則を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、まず、小泉総理を初め全大臣出席のもと、国土交通委員会及び内閣委員会との連合審査会を開会し、二日間にわたり質疑を行いました。

連合審査会及び委員会におきましては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器弾薬を除外した理由、基本計画に定める事項への所要経費の追加、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平、復興に向けた我が国の役割、生物テロに対する国内対策、警護出動の対象、警護出動に際しての武器使用の態様、治安出動下令前の自衛隊出動の要件、警護出動に当たつての警察と自衛隊の役割分担、原子力発電所等を警護出動の対象外とした理由、防衛秘密の定義、防衛秘密規定がマスコミの取材活動や国政調査活動に及ぼす影響、一定期間が経過した防衛秘密の指定解除等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の木俣理事より、テロ対策特別措置法案に対し、基本計画に定める事項に、対応措置の実施に必要な経費を加えるとともに、原則として自衛隊の部隊等が実施する対応措置の実施前に国会の承認を得なければならぬこととする旨の修正案が提出されました。

次いで、両法律案及び修正案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の海野委員より、テロ対策特別措置法案の原案に反対し、修正案に賛成する旨の意見が、自由民主党・保守党、公明党を代表して自由民主党・保守党の森山委員より、両法律案に賛成し、修正案に反対する旨の意見が、日本共産党の小泉理事、社会民主党・護憲連合の大脇委員、自由党の平野委員より、それ

それ両法律案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、テロ対策特別措置法案につきましては、まず修正案を否決した後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、自衛隊法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君） 日程第一に対し、福山哲郎君外二名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。福山哲郎君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○福山哲郎君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となつておりますいわゆるテロ対策特別措置法案に対する修正案の趣旨及び提案理由を説明いたします。

本年九月十一日に米国で発生した同時多発テロは、罪のない多くの人々を巻き込んだ卑劣かつ残酷な行為であり、安全で民主的な社会を希求する人種への挑戦であり、許しがたい行為と断ぜざるを得ません。この許しがたいテロ行為を根絶するために、私たちは、真摯な外交努力を重ねることはもちろんのこと、これらの背後に横たわる地域

紛争、南北間格差、貧困などさまざまな要因を除くことに思いをいたさなければなりません。情報収集、金融、入管行政、麻薬、経済開発、環境、そして何より国民の安全を守るために危機管理体制の確立等、各方面にわたって多角的かつ継続的な取り組みが必要であるとの認識をまずは申し上げたいと思います。

さて、政府提出のテロ対策特別措置法案並びに与党三党の修正案は、諸外国の軍隊の活動に自衛隊が後方支援活動を実施することを主眼としているものであり、戦後初めて自衛隊が戦火が交えられている地域と大差のない地域に海外出動するという、我が国の外交・安全保障政策の一大転機を画す内容となっております。

小泉総理を初め政府は、憲法の範囲内で、武力行使をしないという前提で、できる限りの支援、協力をを行うと本院の審議においても繰り返し答弁されました。しかしながら、それで国民の皆さんが何となく感じている不安や懸念を払拭できたとは言えません。

以下、民主党修正案の概要を申し上げます。

その第一は、基本計画に定める事項に、対応措置の実施に必要な経費を加えることとしておりま

す。

事態の変化や長期化などによって野方岡な財政支出の拡大が懸念されますが、厳しい財政状況の中、総理の言う行政の裁量では具体的な歯どめがかりません。対応措置の実施に必要な経費を基本計画に明示し、 국민に税金の使途を明らかにすべきです。実施経費の面からシビリアンコントロールの確保を図り、財政民主主義の徹底、情報公開を進めようというものであります。

第一は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならぬこととしております。

ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該活動を実施することができ、その場合に、内閣総理大臣は、速やかにこれらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならぬこととしております。政府は、国会で不承認の議決があったときは速やかに当該活動を終了させなければならないこととしております。

民主党は、衆議院においても同様に、原則、国会の事前承認を求める修正案を提出いたしましたが、残念ながら党首会談は決裂し、政策論ではなく、まさに与党間の党利党略的な思惑から否決されるに至りました。

参議院においても、政府は、一方では本法案が成立すれば基本計画の事前承認がなされたと同じであると言いつつ、他方ではその基本計画の重要な柱となる具体的な中身について、今後事態がどのように推移するかわからないなどの空虚な答弁に終始し、最後まで明快なお答えはありませんでした。しかし、本法案によって、自衛隊はPKOへの協力以外で外国の領域で活動することができます。また、支援の対象は諸外国の軍隊等に及んでおり、活動する自衛隊員や家族の心情を思いはかるにつけても、国民の代表である国会の意思をしっかりと受けた形で任務に当たられることが本来の姿ではないでしょうか。

与党修正に言う対応措置の実施後二十日以内で

の事後承認では、自衛隊の海外展開が既に既成事実化している可能性があるにもかかわらず、まさに国会に白紙委任を求めているのと同じであります。

このような対応は、審議を通じてより広範な意見の集約を図り、国民の理解と支持を広げていくという議会政治の本質を与党みずからが放棄していると言わざるを得ません。さらに、我が国が将来、アフガニスタン及び周辺地域の安定と復興に向け重要な役割を果たしていくことを考えて、國際社会の理解を十分に得られるよう、自衛隊の派遣前に慎重に状況を見きわめることが重要であることも申し添えておきます。

以上が修正案の趣旨と提案理由であります。良識の府として参議院では、委員各位において賢明なる御判断をいただけるものと期待しております。国民の代表としてシビリアンコントロールの任に当たるのだという使命感を持ち、本修正案に御賛同いただけるよう、改めてお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。吉村剛太郎君。

(吉村剛太郎君登壇 拍手)

○吉村剛太郎君 私は、与党三党を代表して、ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法案、自衛隊法改正案の一案について、いずれも賛成の立場から討論を行います。

今回の米国における同時多発テロは、その犠牲者、行方不明者は五千人以上という、まさに命のうととを顧みない残酷非道な行為であります。国際社会は、このテロリストの暴挙を人類すべて

に対する許しがたい挑戦と断じて、テロ撲滅のために立ち上がりっております。

米英両国は、今月八日以来攻撃を続行し、最近は特殊部隊が投入された一方、アルカイダは十日にさらなるテロを予告し、アメリカでは炭疽菌の感染が拡大する等、第二、第三のテロの不安が世界じゅうに高まっています。

このように情勢が緊迫する中、先般開催されたアジア太平洋経済協力会議 APEC の首脳会談においても、インドネシア、マレーシアという国も、国際社会の理解を十分に得られるよう、自衛隊の派遣前に慎重に状況を見きわめることが重要であることも申し添えておきます。

我が国は、二十四名もの犠牲者、行方不明者を出し、大きなテロ被害を受けた当事国であること、を十分認識し、国際社会の平和と安全を守るために、国際テロの撲滅のための包囲網、共同行動に対し積極的かつ主体的に参加していかなければなりません。

事態が一刻を争い、これまで周辺事態法や自衛隊法等では全く想定していなかった見えない敵との闘いが繰り広げられている今、我が国のとり得る対応として、憲法の枠内で最大限可能な措置を盛り込んだ、いわば緊急対処的な立法として今回テロ対策措置法案は高く評価されるべきであります。これは武力行使にならないことを大前提に、テロ撲滅のための諸外国の軍事行動に対し自衛隊が協力支援や被災民の救援等を行うものであり、その迅速かつ効果的な実施が強く望まれております。

以上の二法案に対する賛成の理由を申し述べます。これは武力行使にならないことを大前提に、テロ撲滅のための諸外国の軍事行動に対し自衛隊が協力支援や被災民の救援等を行うものであり、その迅速かつ効果的な実施が強く望まれております。

以上、二法案に対する賛成の理由を申し述べました。

以上、自衛隊法改正案は、国民の平和と安全を確保するという自衛隊の任務遂行に万全を期そうとするものであり、必要不可欠な措置と申せます。

以上、自衛隊法改正案は、国民の平和と安全を確保するという自衛隊の任務遂行に万全を期そうとするものであり、必要不可欠な措置と申せます。

以上、二法案に対する賛成の理由を申し述べました。

になる危険性が大きくなります。

このような状況のもと、これら二法案の成立はあくまでもテロ根絶への第一歩にすぎないことを自覚し、生物や化学生物質等を悪用したテロの危険に対し、十分な備えを行うことが急務であります。特に、これら多様な危機管理のため政府、自治体、民間が連携して備えを万全なものとし、国民の不安解消に努めていかねばなりません。

また、アフガニスタン復興に向けた国際的な枠組みの形成に外交努力を注がれることを政府に強く求めるものであります。

最後に、民主党提出の修正案には断固反対することを表明いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 藤井俊男君。

[藤井俊男君登壇、拍手]

○藤井俊男君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となつておりますいわゆるテロ対策特別措置法案の衆議院送付案に反対、民主党・新緑風会提出の修正案に賛成の立場で討論いたします。

本年九月十一日に米国で発生した同時多発テロは、多くの罪なき人々を巻き込んだ卑劣かつ残酷な犯罪行為であり、安全で民主的な社会を希求する私たち人類への許しがたい挑戦であります。

民主党は、この許しがたい今回のテロ行為を、国際社会の平和と安全に対する全く新しい形の脅威ととらえ、テロ撲滅に向けたあらゆる外交努力、国内外における徹底したテロ対策の実施とあわせて、国際社会の一一致した協調行動の枠組みの中で、自衛隊の活用も含めた新たな対応措置が必要であると認識しております。そして、その対応

措置は、日本国憲法の枠内で、しっかりとしたシビリアンコントロールのもとに実施されるべきであるとの考え方を一貫して示してまいりました。

衆議院においては、当初政府案が、対応措置についての基本計画の決定、変更等を国会への報告事項としていたところを、与党三党の提案で、防衛庁長官がこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から三十日以内に国会に付議して、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を求めなければならないとし、事後に承認を得ることと修正いたしました。

しかしながら、参議院での審議を通じて明らかになつたことは、この衆議院修正案では、依然として、自衛隊の海外派遣に際しての国民によるシビリアンコントロールを確保するための国会の関与という点で看過できない重要な問題点を抱えているということです。

本法律案によって、実力組織である自衛隊の部隊等が、我が国の領域をはるかに越え、公海上ばかりか、外国の領域に派遣されることが可能になります。このことは、我が国の自衛隊が国連平和維持活動への協力以外で戦後初めて外国の領域で活動するという、まさに政策の歴史的大転換となります。

民主党は、これまで衆議院、そしてこの参議院における質疑を通じて、想定される実施地域、対応措置の態様等について、再三再四政府にただしまいました。一方で政府は、本法案が成立すれば基本計画の事前承認がなされたと同じであるというような考え方を言いながら、他方では、その基本計画の重要な柱となる内容については、今後事態がどのように推移するかわからないなどの理由で、終始具体的な政府からの答弁は全く行わませんでした。まさしく、自衛隊の海外への派遣について、国会そして国民に対して白紙で委任しろと言わんばかりであります。

また、支援の対象は周辺事態法に定める米軍に

限らず諸外国の軍隊等に及んでおり、武器使用の範囲も拡大されています。

しかも、テロという新たな事態において、従来の後方地域という概念すらあいまいになっております。我が国の有事につながるおそれのある周辺事態への対処に当たってさて、基本計画に定められた対応措置を実施する際には、原則、国会による事前の承認が必要とされています。

さらに、対応措置の実施後二十日以内での事後承認では、自衛隊の海外展開が既に既成事実化している可能性も高く、対応措置の実施について国会がしっかりと歯どめをかけることは実質的に困難となります。

さらに、我が国が将来、アフガニスタン及び周辺地域の安定と復興に向けて重要な役割を果たしていくべきであり、このことを考えても、国際社会の理解を十分に得られるよう、自衛隊の派遣前に慎重に状況を見きわめることが重要であります。

本法律案によって、実力組織である自衛隊の部隊等が、我が国の領域をはるかに越え、公海上ばかりか、外国の領域に派遣されることが可能になります。このことは、我が国の自衛隊が国連平和維持活動への協力以外で戦後初めて外国の領域で活動するという、まさに政策の歴史的大転換となります。

民主党は、これまで衆議院、そしてこの参議院

意見がありますが、民主党案では、「緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができる。」と、緊急の場合の事後承認を容認しており、何ら法案として問題はなく、なぜこの修正案が与党に理解されなかつたか、政策論というよりも、まさに与党内の政局的思惑以外の何物でもないと言わざるを得ません。

さらに、事態の変化や長期化などによって、今後、対応措置のための財政支出の規模が懸念されます。財政状況が極めて厳しい我が国において、単行政の裁量にゆだねるのではなく、万一にも野方団に支出が拡大されないようにすること、また、必要となる支出については国民の十分な理解と合意のもとになされることは必要であると考えます。したがって、財政的見地からも、シビリアンコントロールを確保するという視点に基づき、対応措置の実施に必要な経費を基本計画に明示し、国民に税金の使途を明らかにすべきと考えます。

衆議院において民主党が提出した、原則、国会における事前の承認という修正案は、残念ながら否決されたことは御案内のとおりです。しかしながら、以上申し上げてきたような今回の法律案の内容、さらに、自衛隊の部隊等の海外出動について規定しているPKO協力法や周辺事態法との整合性を図りシビリアンコントロールを徹底させる見地から、自衛隊の派遣については極めて慎重に行うべきであります。自衛隊の海外派遣の実施前に国民を代表する国会が関与すべきであることは当然であり、与党内で合意が得られなかつたことはまことに残念でなりません。

官 報 (号) 外

また、この法案によつて遠く異國の地で活動されることになるであろう自衛隊員の心情を思はかるにつけても、不安の中で派遣されるより、国民の代表である国会が自衛隊の派遣に対して責任ある決定をし、その意思をしっかりと受けた形で任務に当たられることが何よりの誇りとなり、本来の姿ではないでしょうか。その国会における審議の過程は、国民の理解と合意を形成する上でも極めて重要なと考えます。

民主党は、以上の点から、基本計画に定められた対応措置の実施等につき、原則、国会での事前承認事項とすること、及び必要な経費を基本計画に明示することを内容とした修正案を提出しております。良識の府としての参議院の名譽にかけて、参議院議員各位が、国民の代表としてシビリアンコンソートロールの任に当たる国会議員の責任のもとに賢明なる御判断をいただき、民主党・新緑風会案に賛同いただけるよう改めて要請するものであります。

我々はいつでも過去を振り返り、過去の経験に基づいて将来を予見したくなるものであるとは、「第二次世界大戦に勝者なし」を著した米国人、元連合軍司令官部参謀ウエディーマイヤー氏の言葉であります。

彼は、回想録の中で、どの国の国民も平和的、文化的な手段による国際問題の解決を拒否した彼らの指導者に対して絶対の信頼を寄せていました。またの戦場で戦い、傷つき、倒れていった兵士たちは、自分の苦労と犠牲によって自分の近親者や信愛する人たちが保護され、恒久的世界平和の状態が維持されることを保証することになると死んでいたのです。しかし、その努力が自国の安全

を建設するのに、ほとんど、いや、全く役に立たなかつたことを知ったのですと述べ、世界指導者の責任として、平和的手段による世界恒久平和の実現を訴えています。私たちは今、歴史の教訓に極めて重要なと考えます。

小泉総理、国民の、国民による、国民のための政府、私はこの言葉をあなたに贈ります。我が国政府の暴走を憂う多くの国民の声が聞こえますか。

航空機ハイジャックという物理的暴力テロから、現在は、炭疽菌による企業やオフィスなど市民社会に侵入してくる忍び寄るテロという新たな脅威とも我々は闘わなければなりません。他方、アフガニスタンにおいては、女性や子供、老人初め罪なき市民が今回のテロへの国際的な対応措置の中で被災され、苦しんでいます。

○議長(井上裕君) 藤井君、時間が超過いたしております。簡単に願います。

○藤井俊男君(続) 国際協調の枠組みの中、国民の生命と財産、秩序を守るために、そして、平和で安定した国際社会を構築していくために、民主党

は、毅然とした正義感を持って、テロ終息のための外交政策、内政政策を実行することを改めて約束し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 吉川春子君登壇、拍手

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案に反対の討論を行います。

まず、私は、憲法違反の自衛隊海外派兵を一氣に実行に移すという戦後史を画する重大法案であ

るにもかかわらず、参議院でわずか四日間という短期間の審議で委員会採決を強行したことによります。しかも、米軍が行う軍事作戦は日本に事前に知られていないのです。米軍の報復戦争には日本がいわば白紙委任で参戦する法案です。こうした法律を対米関係で全く自主性を持たない日本政府が手にすることの危険性ははかり知れません。

小泉総理、国民党の、国民による、国民のための

実現を訴えています。私たちは今、歴史の教訓に

なかつたことを知ったのですと述べ、世界指導者

の責任として、平和的手段による世界恒久平和の

実現を訴えています。私たちは今、歴史の教訓に

のです。しかも、ミサイル攻撃の発射地点でも、発射されている瞬間は戦闘区域だが、発射と次の発射までの間は戦闘区域ではないというとんでもない理屈まで持ち出しています。これは、欺瞞以外の何物でもありません。

武力行使はしない、戦闘地域には行かないといふのは、政府がこの法案は憲法の枠内だとする二つのよりどころです。(この二つともろくも崩れ去っているのです。そうである以上、この法案は廃案以外にないということを指摘せざるを得ません。

さらに、自衛隊の武器使用の拡大も重大です。政府は、突発的なテロやゲリラの発砲に応戦することもあり得ると答弁しており、自衛隊の武器使用による交戦状態が生まれることを想定しているのです。

第三は、難民支援を実に自衛隊を海外に派遣しようとしていることです。

難民支援はもともと軍隊の仕事ではありません。しかも、米軍の空爆は、病院、民間施設、赤十字の倉庫などを破壊し、罪なき人々に危害を加え、新たな難民をつくり出しています。一方で米軍への軍事支援を行なながら、他方で難民支援のために自衛隊を送るなどということは、甚だしい矛盾と偽善です。

また、米軍の側に立って参戦している日本の自衛隊が難民支援に出動することは、相手側の攻撃対象とされ、逆に難民を危険にさらすだけです。政府は、初めに自衛隊派兵ありきという立場で難民問題を利用するだけだと言わざるを得ません。

なお、民主党の修正案は憲法違反の自衛隊の海外派兵という本質を何ら変えるものでなく、賛成のものです。

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

改正案は、憲法のもとではあり得ない防衛秘密を規定し、防衛庁職員、自衛官、その他の国家公務員だけでなく、民間人まで懲罰に処す漏えい罪を設けるなど、国民の基本的人権をじゅうりんするものです。さらに、報道機関の取材までもが教唆、扇動に該当する可能性があります。このようない重大的な法案をテロ事件に便乗して押し通すことには、憲法と議会制民主主義の原則を踏みにじるものであります。そして、これは必ずや近い将来、世界の

できません。

次に、自衛隊法改正案は、米軍基地への警護出動の新設、治安出動下令前の情報収集出動や武器使用権限の拡大など、テロ対策を口実に自衛隊の行動と権限を大幅に拡大するものであり反対です。

裁判所が自衛隊は合憲だと判決を下しているなどと発言し、追及されて訂正せざるを得ませんでした。また、憲法前文と九条にはすき間があるとか、憲法前文と九条を政治的に考えたなどと答弁していますが、このような憲法改悪を目指す発言は絶対に許せません。

日本共産党は、小泉内閣と与党的自民党、公明党、保守党と違って、反戦平和を貫いてきた政党として、憲法九条を日本が国際社会の一員として生きていく上での障害、制約とは考えておらず、それどころか二十一世紀に進む羅針盤だと考えています。そして、これは必ずや近い将来、世界の流れとして証明されるときが来るでしょう。

我が党は、日本国憲法の理想を現実のものとし、安全に生存できる二十一世紀にするためにテロ根絶に全力を尽くす決意を申し上げて、討論を終ります。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(井上裕君) 〔投票開始〕

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

○議長(井上裕君) まず、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に對して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案について採決をいたします。

最初に、福山哲郎君外二名提出の修正案の採決をいたします。

投票総数

賛成

反対

〔投票終了〕

一百三十七

百七十五

百四十

百四十四

百四十五

百四十六

百四十七

百四十八

百四十九

百五十

百五十一

百五十二

百五十三

百五十四

百五十五

百五十六

百五十七

百五十八

百五十九

百六十

百六十一

百六十二

百六十三

百六十四

百六十五

百六十六

百六十七

百六十八

百六十九

百七十

百七十一

百七十三

百七十五

百七十七

百七十九

百八十一

百八十三

百八十五

百八十七

百八十九

百九十一

百九十三

百九十五

百九十七

百九十九

百二十

百

官 報 (号 外)

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

贊成

反対 よって、本案は可決されました。（拍手） 三十

卷之三

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま

午後一時五十五分散会

卷之三

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君

員

岩本 莊太君

遠山 清彦君

渡辺 孝男君

大工
增添要一君
康弘君

文江
慶弘君

松岡滿壽男君

平成十三年十月二十九日 参議院会議録第六号

山口那津男君	松 あきら君
田名部匡省君	山下 荒木
田村 秀昭君	山下 清寛君
渡辺 唯名君	山下 栄一君
木庭健太郎君	秀央君
風間 旭君	秀夫君
浜田卓一郎君	浜田津敏子君
鶴岡 洋君	月原 肇君
入澤 肇君	月原 茂皓君
鶴岡 洋君	松山 政司君
浜田卓一郎君	吉田 博美君
鶴岡 洋君	山内 俊夫君
浜田卓一郎君	西銘順志郎君
鶴岡 洋君	福島啓史郎君
浜田卓一郎君	山下 英利君
鶴岡 洋君	大野つや子君
浜田卓一郎君	伊達 忠一君
鶴岡 洋君	常田 享詳君
浜田卓一郎君	亀井 郁夫君
鶴岡 洋君	森下 博之君
鶴岡 洋君	森山 裕君
鶴岡 洋君	河本 英典君
鶴岡 洋君	太田 豊秋君
鶴岡 洋君	市川 一朗君
鶴岡 洋君	野間 顯正君

大島	慶久君	特野	松谷蒼一郎君	片山虎之助君
松田	岩夫君	陣内	孝雄君	中曾根弘文君
閑谷	勝嗣君	中川	義雄君	中川
久野	恒一君	木村	仁君	木村
近藤	剛君	小斎平敏	文君	加治屋義人君
斎藤	滋宣君	愛知	治郎君	斎藤
有村	治子君	佐藤	昭郎君	有村
橋本	聖子君	田浦	龍二君	橋本
三浦	一水君	阿部	正俊君	三浦
松村	龍二君	阿部	正俊君	松村
鴻池	祥齋君	景山	俊太郎君	鴻池
小野	達雄君	宮崎		小野
真鍋	秀樹君	宮崎		真鍋
竹山	裕君			竹山
山東	賢君			山東
新君	昭子君			新君

吉村剛太郎君
山崎正昭君
田中直紀君
西田哲男君
岩永太三君
吉宏君
青木幹雄君
加納時男君
岩永浩美君
後藤博子君
小林溫君
大林顯雄君
脇雅史君
山下善彦君
荒井正吾君
山本一大君
林芳正君
坂保坂公平君
田村三蔵君
鈴木政二君
谷川秀善君
岩井國臣君
金田勝年君
矢野哲朗君
加藤紀文君
佐藤泰三君
清水嘉子君
倉田寛之君
久世公義君
坂野重信君
上杉光弘君

井上	柏村	岩本	武昭君	吉夫君
大仁田	中村	敦夫君	厚君	司君
辻	内藤	正光君	泰弘君	
中島	櫻井	充君	啓雄君	神本美惠子君
大橋	小川	敏	臣泉君	
中原	武見	敬三君	孝史君	
	山本	夫君		
	小川	勝也君		
	平田	健二君		
	若林	正俊君		
	小林	元君		
	柳田	稔君		
	江本	孟紀君		
	直嶋	正行君		
	江田	五月君		
	藁科	満治君		
	岡崎トミ子君			
	宮本	岳志君		
	宮本			
木俣	又市	征治君		
山根	隆治君			
大門実紀史君				
羽田雄一郎君				
大門				
現司君				
小泉				

齊藤 十朗君 橋葉賀津也君
鈴木 寛君 島袋 大塚 宗康君
若林 耕平君 高橋 千秋君
藤原 正司君 谷 博之君
福山 浅尾慶一郎君 哲郎君
海野 徹君 小宮山洋子君 良一君
齋藤 朝日 本田 彰君
簞瀬 佐藤 劇君
佐藤 俊弘君 道天君
北澤 泰介君 進君
輿石 俊美君 東君
角田 義一君 勝木 健司君
松井 孝治君 井上 哲士君
紙 修次君 谷林 正昭君
田嶋 智子君 谷林 陽子君
池口 田嶋 八田ひろ子君

官 報 (号 外)

官報 (号外)

経済産業委員会	辞任 広野ただし君	補欠 平野 貞夫君	内閣委員 緒方 靖夫君	補欠 笔坂 秀世君	国土交通委員会 辞任 富権 練三君	補欠 西山登紀子君	文教科学委員会 辞任 遠山 清彦君	補欠 山本 香苗君
環境委員会	辞任 山本 正和君	補欠 潤上 貞雄君	総務委員会 辞任 森元 恒雄君	補欠 河本 英典君	環境委員会 辞任 河本 英典君	補欠 小泉 貞雄君	厚生労働委員会 辞任 藤井 基之君	補欠 大池 晃君
人事委員会	辞任 小泉 貞雄君	補欠 河本 英典君	外交防衛委員会 辞任 江田 五月君	補欠 広中和歌子君	人事委員会 辞任 山本 保君	補欠 小泉 貞雄君	人事委員会 辞任 吉岡 吉典君	補欠 藤井 基之君
労働委員会	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、齊藤鉄夫君外二名提出)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、齊藤鉄夫君外二名提出)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
芸術文化振興基本法案(第百五十一回国会、齊藤鉄夫君外二名提出)	同日議長は、九日のヨルゲン・コスマ・ノールウェー王國議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。	同日議長は、十九日のサンジベグジーン・トゥムルオチル・モンゴル国家大會議議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。						
経済産業委員会	辞任 西山登紀子君	補欠 筆坂 秀世君	法務委員会	辞任 河本 英典君	人事委員会	辞任 小泉 貞雄君	厚生労働委員会	辞任 藤井 基之君
労働委員会	辞任 平野 貞夫君	補欠 吉岡 吉典君	外交防衛委員会	辞任 江田 五月君	同日委員会	辞任 森元 恒雄君	人事委員会	辞任 大池 晃君
人事委員会	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議員会において選任した理事は次のとおりである。
海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)	海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号審査報告書)
労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	労働休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(井上美代君外五名発議)(参第二号)
同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。	同日議員長から次の報告書が提出された。
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(閣法第三号)審査報告書	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(閣法第三号)審査報告書	自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書	自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五号)

官報(号外)

<p>二 捜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む)であつて、我が国が実施するものをいう。</p> <p>三 被災民救援活動 テロ攻撃に関連し、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合等が行う要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動であつて、我が国が実施するものをいう。</p> <p>四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関</p> <p>二 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。</p> <p>3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するもの</p>	<p>とする。この場合において、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第一に掲げるものとする。</p> <p>(基本計画)</p> <p>第四条 内閣総理大臣は、次に掲げる対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>一 前条第二項の協力支援活動</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が協力支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの</p> <p>三 捜索救助活動</p> <p>四 自衛隊による被災民救援活動</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が被災民救援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの</p> <p>六 第二号から前号までに掲げるもののほか、内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項</p> <p>七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項</p> <p>八 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p> <p>九 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。</p> <p>四 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該協力支援活動に係る基本的事項</p> <p>ロ 当該協力支援活動の種類及び内容</p>
<p>(国会の承認)</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動に</p>	<p>ハ 当該被災民救援活動の種類及び内容</p> <p>ハ 当該被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項</p> <p>二 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間</p> <p>ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要な事項</p> <p>ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要な事項</p> <p>三 捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該捜索救助活動に係る基本的事項</p> <p>ロ 当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項</p> <p>ハ 当該捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要な事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)</p> <p>二 当該捜索救助活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間</p> <p>ホ その他当該捜索救助活動の実施に関する重要な事項</p> <p>四 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該被災民救援活動に係る基本的事項</p>
	<p>ハ 当該被災民救援活動の種類及び内容</p> <p>ハ 当該被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項</p> <p>二 当該被災民救援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間</p> <p>ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要な事項</p> <p>ヘ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要な事項</p> <p>三 捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該捜索救助活動に係る基本的事項</p> <p>ロ 当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項</p> <p>ハ 当該捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要な事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)</p> <p>二 当該捜索救助活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間</p> <p>ホ その他当該捜索救助活動の実施に関する重要な事項</p> <p>四 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。</p> <p>五 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項</p> <p>イ 当該協力支援活動に係る基本的事項</p> <p>ロ 当該協力支援活動の種類及び内容</p>
<p>(国会の承認)</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動に</p>	

については、これらの対応措置を開始した日(防衛庁長官が次条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう)から二十日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めるべきである。ただし、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めるべきである。

5 中断を命じなければならない。
第三条第二項の協力支援活動の

項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く)について準用する。

(物品の無償貸付及び譲与)

器(彈薬を含む。)を除く。)につき、諸外国の軍隊等又は国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の

申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に

係る物品を当該諸外国の軍隊等又は国際連合等

に対し無償で貸し付け、又は譲与することがで
きる。

(国会への報告)

第十〇〇条 内閣總理大臣は、次の各号に掲げる事

項を、遅滞なく、国会に報告しなければならぬ。

— 基本計画の決定又は変更があったときは、

その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したとき

(武器の使用)
はその結果

第十一條 二 協力支援活動、搜索救助活動又は被災

民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等

の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い

自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防

護のためやむを得ない必要があると認める相当

の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用するこ

とができる。

諸外国の活動に対しても

卷之三

報 告 (号 外)

2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならぬ。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生じ若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則中第三十一項を第三十三項とし、第十七項から第三十項までを二項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の二項を加える。

17 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措

別表第一(第三条関係)

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び力支援活動としての役務の提供を、部隊等に協
	三 物品の輸送には、外國の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まないものとする。

別表第二(第三条関係)

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品の輸送には、外國の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まないものとする。

官報(号外)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案の修正案を提出する。

平成十三年十月二十九日

提出者

福山 哲郎

円 より子

賛成者

江田 五月

朝日 俊弘

浅尾慶一郎

今井 澄

参議院議長 井上 裕殿

伊藤 基隆

池口 修次

審査報告書

江本 孟紀

今泉 昭

自衛隊法の一部を改正する法律案

小川 敏夫

柳田 稔

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

大塚 耕平

山根 隆治

よつて要領書を添えて報告する。

木俣 佳丈

和田ひろ子

平成十三年十月二十六日

神本美恵子

若林 秀樹

参議院議長 井上 裕殿

佐藤 雄平

薬科 満治

外交防衛委員長 武見 敬三

小宮山洋子

大橋 巨泉

要領書

佐藤 泰介

勝木 健司

第一、委員会の決定の理由

佐藤 道夫

今井 澄

本法律案は、平成十三年九月十一日にアメリ

川橋 幸子

勝木 健司

カ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等に

北澤 俊美

大橋 巨泉

かんがみ自衛隊の施設並びに日米地位協定第二

高嶋 良充

佐藤 雄平

条第一項の施設及び区域に対する警護に万全を

第八、対応措置の実施に必要な経費
第五条第一項を次のように改める。
基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第四条第二項に次の二号を加える。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

制度を新設するとともに、平時における自衛隊施設の警護のための武器使用の規定を整備し、自衛隊が武装工作員の事案等に効果的に対応するため、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度を設けるとともに、治安出動時に武装工作員等を鎮圧等するために行う武器使用及び海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う武器使用につきそれぞれ人に危害を与えたとしても違法性が阻却されるように所要の規定を整備し、あわせて、我が国の安全が損なわれないめ、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則を整備するものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

第一、費用
別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやしくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という視点から、必要に応じ今後検討すること。

三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十三年十月十八日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 井上 裕毅

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 自衛隊の権限(第八十七条第一九十六条)」を「第七章 自衛隊の権限等(第八十七条第一九十六条の二)」に、「第二百一十二条第一項」を「第二百一十三条」に改める。

第二十二条第一項中「又は第八十一条第一項」を「第八十二条第一項又は第八十二条の二第一項」に改める。

第七十九条の次に次の二条を加える。

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九条の一 長官は、事態が緊迫し第七十条第一項の規定による治安出動命令が発せられたこと及び小銃、機関銃(機関けん銃)を含む。砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において

て、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ぜることができる。

第八十二条の二 内閣総理大臣は、本邦内にありますに掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、國家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

第八十二条第一項の規定により出動を命ぜられた。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十二条の二 内閣総理大臣は、本邦内に

次に掲げる施設又は施設及び区域において、政

治上その他の主義主張に基づき、國家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは

恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重

要な施設その他の物を破壊する行為が行われる

おそれがあり、かつ、その被害を防止するため

特別の必要があると認める場合には、当該施設

又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

第八十二条第一項の規定により出動を命ぜら

及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(同

協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限り出動を行つたものに限る。)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ぜる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行なうべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならぬ。

第八十六条中「第八十二条第一項」の下に、「第八十二条の二第一項」を加える。

第七章の章名を次のように改める。
第七章 自衛隊の権限等

・ 第九十条第一項に次の一號を加える。

三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃(機関けん銃を含む)、砲、化学兵器、生物

兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器

を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほ

か、他にこれを鎮圧し、又は防止する適當な手段がない場合

第九十二条に次の二項を加える。

二 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十二条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、

同法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」と、「第十七条第二項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八条第一項又は第八十二条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第九十二条に次の一號を加える。

(警護出動時の権限)

第九十二条第一項、第三項及び第四項の規定並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にない場合に限り、第

八十二条の二第一項の規定により出動を命ぜら

定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 長官は、第一項及び第二項に定めるものほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第五百二十二条を五百二十三条とし、第五百二十二条の次に第一条を加える。

第五百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第一項の罪を犯した者は前項の罪を犯した

者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第九十六条の二関係)

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報をその他重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力又は研究

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画する物(船舶を含む)第八号及び第九号において同じ。の種類又は数量

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む)第八号及び第九号において同じ。

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

投票者氏名

日程第一 海上保安庁法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院交付)

賛成者氏名

阿南 一成君

二二五名

愛知 治郎君

荒井 正吾君

有馬 朗人君

二二五名

井上 吉夫君

二二五名

内閣提出、衆議院交付

投票者氏名

二二五名

内閣提出、衆議院交付

官 報 (号 外)

平成十三年十月二十九日

參議院會議錄第六號

投票者氏名

日程第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

廣野ただし君
渡辺 秀央君
高橋紀世子君
柏村 武昭君
中村 敦夫君
島袋 宗康君
西川きよし君
椎名 素夫君
森 ゆうじ君

山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 美代君	池田 幹幸君	井上 哲士君
市田 忠義君	小泉 親司君	西山登紀子君	大門実紀史君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	紙 智子君	八田ひろ子君	畠野 君枝君	大沢 辰美君
小泉 親司君	吉岡 吉典君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	小池 晃君
西山登紀子君	大渕 紗子君	吉岡 吉典君	林 紀子君	
八田ひろ子君	田嶋 陽子君	大渕 紗子君	吉川 春子君	
筆坂 秀世君	渕上 貞雄君	田嶋 陽子君	大脇 雅子君	
吉岡 吉典君	大江 康弘君	福島 瑞穂君	宮本 岳志君	
大渕 紗子君	西岡 武夫君	又市 征治君	林 紀子君	
田嶋 陽子君	廣野ただし君	田村 秀昭君	吉川 春子君	
渕上 貞雄君	渡辺 秀央君	森 ゆう君	大脇 雅子君	
大江 康弘君	高橋紀世子君	椎名 素夫君	宮本 岳志君	
西岡 武夫君	柏村 武昭君	西川きよし君	林 紀子君	
廣野ただし君	中村 敦夫君	島袋 宗康君	吉川 春子君	
渡辺 秀央君			大脇 雅子君	
高橋紀世子君			宮本 岳志君	
柏村 武昭君			林 紀子君	
中村 敦夫君			吉川 春子君	

官 報 (号 外)

贊成者氏名

投票者氏名

清水嘉与子君	陣内	孝雄君	鈴木	政二君	清水	達雄君
世耕	弘成君	閔谷	勝嗣君			
田浦	直君	田中	直紀君			
田村	公平君	伊達	忠二君			
竹山	裕君	武見	敬三君			
谷川	秀善君	段本	幸男君			
月原	茂皓君	常田	享詳君			
鶴保	庸介君	中川	義雄君			
中島	啓雄君	中島	真人君			
中曾根	弘文君	中原	爽君			
仲道	俊哉君	西田	吉宏君			
西銘順志郎君	野上浩太郎君	野間	赳君			
野沢	太三君	橋本	聖子君			
南野知惠子君	服部三男雄君	林	芳正君			
福島啓史郎君	舛添要一君	藤井	基之君			
保坂	三藏君	真鍋	賢二君			
松山	岩夫君	松谷蒼一郎君				
溝手	政司君	松村	龍二君			
森下	博之君	三浦	一水君			
森元	恒雄君	宮崎				
山崎	哲朗君	森田	次夫君			
山下	英利君	裕君	秀樹君			
山本	一大君	山内	俊夫君			
		吉田	正昭君			
		博美君				

反対者氏名

吉村剛太郎君	脇 雅史君
魚住裕一郎君	風間 祥君
木庭健太郎君	白浜 一良君
遠山 清彦君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山口那津男君
山本 香苗君	渡辺 孝男君
伊藤 基隆君	松岡満壽男君
今井 澄君	岩本 司君
岡崎トミ子君	大塚 耕平君
神本美恵子君	小川 勝也君
木俣 佳丈君	木俣 佳丈君
彰君	彰君

一〇〇名

若林	荒木	清寛君
北澤	加藤	修一君
小林	草川	昭三君
川橋	沢	たまき君
元君	鶴岡	洋君
	浜田卓二郎君	
	日笠	勝之君
	福本	潤一君
	森本	晃司君
	山下	栄一君
	山本	保君
	椎名	素夫君
	柏村	武昭君
	今泉	修次君
	海野	昭君
	江本	敏夫君
	大橋	巨泉君
	勝木	孟紀君
	川橋	健司君
	幸子君	

佐藤 泰介君	小宮山洋子君
佐藤 雄平君	高橋 千秋君
櫻井 充君	谷林 正昭君
鈴木 寛君	内藤 正光君
辻 泰弘君	羽田雄一郎君
平田 健二君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤原 正司君
福山 哲郎君	本田 良一君
柳田 榎君	藤原 直樹君
柳田 榎君	和田ひろ子君
山根 隆治君	峰崎 直樹君
市田 忠義君	市田 美代君
井上 繁夫君	井上 繁夫君
紙 智子君	紙 智子君
小泉 親司君	西山登紀子君
筆坂 秀世君	八田ひろ子君
吉岡 吉典君	吉岡 吉典君

興石	佐藤	道夫君
齋藤	高嶋	良充君
樺葉賀津也君	谷	博之君
吉川	千葉	景子君
宮本	角田	義一君
春子君	直嶋	正行君
吉川	長谷川	清君
宮本	廣中	和歌子君
林	中	和歌子君
岳志君	藤井	俊男君
烟野	堀	利和君
大沢	松井	孝治君
小池	築瀬	進君
岩佐	山下	八洲夫君
辰美君	山本	孝史君
君枝君	若林	秀樹君
紀子君	井上	哲士君
岳志君	池田	幹幸君
吉川	吉川	惠美君

官 報 (号 外)

日程第三　自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一九七名

田嶋 陽子君	大渕 純子君	福島 瑞穂君
渕上 貞雄君	山本 正和君	又市 征治君
田村 秀昭君	平野 達男君	大江 康弘君
渡辺 秀央君	森 ゆっこ君	西岡 武夫君
田名部匡省君	岩本 莊太君	西川 きよし君
中村 敦夫君	島袋 宗康君	高橋紀世子君
(議院送付)	本岡 昭次君	西川 きよし君
阿南 一成君	阿部 正俊君	渡辺 秀央君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	田名部 匡省君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	中村 敦夫君
有村 治子君	井上 吉夫君	中村 敦夫君
泉 信也君	市川 一朗君	島袋 宗康君
入澤 肇君	岩井 國臣君	高橋 紀世子君
岩城 光英君	岩永 浩美君	西川 きよし君
上杉 光弘君	上野 公成君	森 ゆっこ君
尾辻 秀久君	小野 清子君	岩本 莊太君
太田 厚君	大島 慶久君	島袋 宗康君
太田 豊秋君	大野つや子君	高橋 紀世子君
加藤 扇	千景君	西岡 武夫君
紀文君		森 ゆっこ君

景山俊太郎君	加納時男君	片山虎之助君	狩野安君
金田勝年君	河本英典君	亀井郁夫君	木村仁君
久世公堯君	岸宏一君	北岡秀二君	久野恒二君
沓掛哲男君	小林寛之君	倉田寛之君	木村仁君
小泉顯雄君	鴻池祥鑒君	近藤剛君	西田吉宏君
杏林温君	佐々木知子君	後藤博子君	西田吉宏君
杏林泰三君	斎藤十朗君	斎藤昭郎君	西田吉宏君
佐藤泰三君	斎藤新君	斎藤滋宣君	西田吉宏君
斎藤十朗君	清水嘉与子君	坂野重信君	西田吉宏君
斎藤新君	陣内孝雄君	山東昭子君	西田吉宏君
清水嘉与子君	世耕弘成君	清水達雄君	西田吉宏君
陣内孝雄君	田浦直君	鈴木政二君	西田吉宏君
世耕弘成君	田浦直君	関谷勝嗣君	西田吉宏君
田浦直君	山村公平君	伊達忠一君	西田吉宏君
山村公平君	竹山裕君	田中直紀君	西田吉宏君
竹山裕君	谷川秀善君	武見敬三君	西田吉宏君
谷川秀善君	月原茂皓君	段本幸男君	西田吉宏君
月原茂皓君	中島啓雄君	常田享詳君	西田吉宏君
中島啓雄君	中曾根弘文君	中島義雄君	西田吉宏君
中曾根弘文君	仲道俊哉君	中原真人君	西田吉宏君
仲道俊哉君	野銘順志郎君	中原爽君	西田吉宏君
野銘順志郎君	野沢太三君	野上浩太郎君	西田吉宏君

服部	三男雄君	南野知恵子君
福島啓史郎君	保坂	三藏君
舛添	要一君	
松田	岩夫君	
溝手	顯正君	
松山	政司君	
森下	博之君	
森元	恒雄君	
森	哲朗君	
矢野	力君	
山崎	英利君	
山下	一大君	
吉村剛太郎君		
脇	雅史君	
朝日	俊弘君	
池口	修次君	
岩本	司君	
江田	五月君	
小川	勝也君	
北澤	耕平君	
川橋	俊美君	
大塚	幸子君	
小林	元君	
輿石	道夫君	
佐藤	東君	
齋藤	勤君	
林	藤井	芳正君
橋本	基之君	聖子君
真鍋	賢二君	
松谷蒼一郎君		
松村	龍二君	
三浦	一水君	
宮崎	秀樹君	
森田	次夫君	
森山	裕君	
山内	俊夫君	
山崎	正昭君	
山下	善彦君	
吉田	博美君	
若林	正俊君	
浅尾慶一郎君		
伊藤	基隆君	
今泉	昭君	
江本	孟紀君	
小川	敏夫君	
勝木	健司君	
木俣	佳丈君	
郡司	彰君	
佐藤	泰介君	
佐藤	雄平君	
小宮山洋子君		
充君		

椎名	樺葉賀津也君	高嶋	良充君	高橋	千秋君
谷	博之君	谷林	正昭君	谷林	正昭君
千葉	景子君	辻	泰弘君	辻	泰弘君
角田	義二君	内藤	正光君	内藤	正光君
直嶋	正行君	羽田雄一郎君		羽田雄一郎君	
長谷川	清君	平田健二君		平田健二君	
廣中	和歌子君	福山哲郎君		福山哲郎君	
藤井	俊男君	藤原正司君		藤原正司君	
堀	利和君	本田良一君		本田良一君	
松井	孝治君	峰崎直樹君		峰崎直樹君	
築瀬	進君	柳田稔君		柳田稔君	
山下	八洲夫君	山根隆治君		山根隆治君	
山本	孝史君	和田ひろ子君		和田ひろ子君	
若林	秀樹君	薬科満治君		薬科満治君	
荒木	清寛君	魚住裕一郎君		魚住裕一郎君	
加藤	修一君	風間昶君		風間昶君	
草川	昭三君	木庭健太郎君		木庭健太郎君	
沢	たまき君	白浜一良君		白浜一良君	
高野	博師君	統訓弘君		統訓弘君	
鶴岡	洋君	遠山清彦君		遠山清彦君	
日笠	勝之君	弘友和夫君		弘友和夫君	
福本	潤一君	松あきら君		松あきら君	
森本	晃司君	山口那津男君		山口那津男君	
山下	栄一君	山本香苗君		山本香苗君	
山本	保君	渡辺孝男君		西川きよし君	

官 報 (号 外)

反対者氏名

松岡満壽男君
本岡 昭次君

柏村 武昭君

三九名

井上 哲士君

池田 幹幸君

岩佐 恵美君

大沢 辰美君

小池 晃君

畠野 君枝君

大門実紀史君

林 紀子君

宮本 岳志君

吉川 春子君

大脇 雅子君

又市 征治君

福島 瑞穂君

西岡 康弘君

平野 達男君

岩本 庄太君

高橋紀世子君
中村 敦夫君

島袋 宗康君

井上 美代君

市田 忠義君

緒方 靖夫君

紙 智子君

小泉 親司君

西山登紀子君

八田ひろ子君

筆坂 秀世君

吉岡 吉典君

大渕 絹子君

田嶋 陽子君

渕上 貞雄君

山本 正和君

平野 貞夫君

田村 秀昭君

渡辺 秀央君

田名部匡省君

平成十三年十月二十九日

参議院会議録第六号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十三年十月二十九日

參議院會議錄第六六號

一一四

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物
司日

發行所
二東京一
番四都○五
港區虎ノ門四
省印門四五
刷局丁目
電話
03
(3587)
4294
定期
(本體一部
配送
料○○五
別円)